

令和6年4月1日から

BSE検査対象が変わります

ポイント

- 1 96か月齢以上の死亡牛検査が**廃止**
- 2 月齢に関係なく下記の牛が対象
 - ① 起立不能等であった死亡牛
 - ② BSEを疑う症状のあった死亡牛
- 3 ①②のうち、検査が必要となる牛を、**獣医師が判断**

お願い

- 死亡牛の検案時には、裏面のフローチャートにより**検査の要否を判断**してください
- 死亡獣畜処理指示書に、**判断結果と根拠を漏れなくチェック**願います

詳しくはこちら

北海道農政部生産振興局畜産振興課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/bse/bse.html>



ご不明な点がございましたら、お問い合わせください

北海道根室家畜保健衛生所BSE検査室・・・電話番号 0153-72-6131

北海道根室家畜保健衛生所・・・・・・・・・・・・電話番号 0153-75-2439